

<参考資料>

参考資料① 管理運営費の見込み

参考資料② 指定管理者が行う業務の事業内容について

参考資料③ 施設の運営実績

参考資料④ 産業支援交流センター利用料金表

参考資料⑤ 市長が定める減額・減免取扱基準

参考資料⑥ 委託可能業務

参考資料⑦ 徳島市産業支援交流センター備品一覧

参考資料①

管理運営費の見込み

(単位：千円)

区 分	令和5年度から令和9年度
歳入	23,161
指定管理料収入	20,125
利用料等収入	3,036
歳出	23,161
人件費	17,950
その他経費	5,211
運営費(※1)	3,922
光熱水費	905
修繕費	150
維持管理費	234

(※1) 運営費とは、租税公課、印刷製本費、通信・運搬費、各種保険料、消耗品費、事務用品費等に加え、施設の設置目的を達成するために有益な事業を行うために必要な費用をいう。

参考資料②

指定管理者が行う業務の事業内容について

(1) 起業及び経営の支援（条例第2条第1号）	
次の①～⑥に例として掲げる業務等を市が実施する場合又は後援等を行う場合において、優先的に施設が利用できるよう調整・協力を行うことにより、起業や販路拡大その他経営課題の解決等、個人や企業などを対象とした支援に寄与する。	
①	経営サポート業務（例：経営全般に関する個別相談、セミナー企画開催等）
②	販路拡大サポート業務（例：売上向上のための具体的な提案等）
③	創業サポート業務（例：ビジネスプランのブラッシュアップ、チャレンジショップ企画運営等）
④	商品サポート業務（例：商品・サービスのセールスポイント、ターゲットの明確化等）
⑤	新分野進出サポート業務（例：新分野進出に向けマーケティングや連携・マッチング等）
⑥	情報発信サポート業務（例：ホームページ作成や、SNS等を利用し、情報発信を強化する支援）
(2) センターの利用者相互の交流及び連携を促進するための場所の提供（条例第2条第2号）	
起業者や起業間もない事業者等への支援のほか、他企業（他産業）との連携により弱みを補完し、さらには、相乗効果による技術の高度化や製品・サービスの付加価値向上等に取り組むために、異業種の交流を促す。	
①	レンタルルーム等の管理運営業務
②	共用の作業場所の管理運営業務
③	交流及び連携の促進に資するコミュニケーションマネジメント業務の支援
(3) 地場産業その他の本市の産業に関する情報の収集及び発信（条例第2条第3号）	
本市の総合的な産業を対象とし、情報提供機能及び産業支援機関や大学等との連携機能を担い、産業支援情報が一元的に得られる拠点施設として整備を図る。 また、本市が誇る地場産業（木工や藍染めなどの地域資源を活用した産業）について、個々の製品の紹介のほか、地場産業の歴史的背景等の情報を発信することで、積極的に本市産業全体のイメージアップとブランドイメージの創出を図る。	
①	各種制度や情報等を収集のうえ積極的に周知し、支援対象者とのマッチングを図る業務（例：市などで行っている各種支援・補助制度の周知、産業支援機関の紹介、各支援機関との連携、情報共有等）
②	徳島市が誇る地場産業のブランド力及び認知度の向上に資する業務（例：Webサイトを活用した地場産業のPR、展示会の紹介等）
(4) 地場産業その他、市の産業の製品の展示及び受託販売（条例第2条第4号）	
本市産業から生み出された製品の良さを広く知らしめ、消費の拡大を目指すとともに地域産業を盛り立てる機運の醸成を図る。	
①	ショールームでの常設展示及び受託販売業務（委託販売に関する取扱いは市長が別に定める。）
②	ショールームでの販売促進支援業務（例：地場産業に関する企画展等）
(5) その他前条の設置目的を達成するために必要な事業（条例第2条第5号）	
①	(1)から(4)までの事業を含め、施設の設置目的を達成するために有益なセミナーや企画展等の事業（市と協議のうえ、年間6回以上の開催を目標に積極的な実施を図ること。例：創業支援セミナー、創業・経営に関する相談会等）
②	地場産業等の人材育成に関する事業（個別相談、各種支援・補助制度の提案等）
③	施設の安全性や利便性のさらなる向上に資する業務（運営等の創意工夫、業務改善、規約・マニュアル等の作成及び改定等）
④	インターネット関連サービスの提供業務

参考資料③

施設の運営実績

			令和2年度(※)	令和3年度
【歳入】	1階 フロア	来場者数	22,821人	15,149人
		販売件数	1,787件	1,685件
		売上額	8,448,545円	9,954,299円
	9階 フロア	来場者数	2,225人	5,148人
		有料スペース利用	件数	581件
		利用料金収入	541,840円	1,037,270円
【歳出】	人件費		12,846,509円	16,305,318円
	運営費		3,190,094円	3,844,911円
	光熱費		497,814円	821,116円
	修繕費		0円	20,420円
	維持管理費		253,084円	154,324円
	管理事業費		0円	329,950円
	合計		16,787,501円	21,476,039円

※令和2年度は、開館日（令和2年7月1日）から9カ月分の実績。

参考資料④

産業支援交流センター利用料金表

1 施設利用料金

区分	利用料金の額
フロア利用（面積を単位として排他的に利用することをいう。）	1平方メートルにつき1日230円
委託販売	売上額の20%

備 考

- (1) フロア利用者が2,000円以上の入場料（整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する対価をいう。）を徴収する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の2倍に相当する額とする。
- (2) 商品の展示又は販売、営業の宣伝その他これに類する目的でフロア利用する場合の利用料金の額は、前項の規定にかかわらず、この表に規定する利用料金の5倍に相当する額とする。
- (3) 委託販売の売上額には消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (4) 委託販売の売れ残り品の処分は利用者が自ら行うものとする。
- (5) 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。

2 付属設備利用料金

種 別	利用料金
プロジェクターその他 （1式又は1品につき）	1回につき3,130円

参考資料⑤

市長が定める減額・減免基準

減免の対象	減額割合	必要書類等
(1) 指定管理者が実施する、本市の産業支援に関する事業 (参考資料②に掲げる事業) (自主事業を除く)	減免	減額(減免)申請書
(2) 徳島市が主催または共催して実施する事業	減免	減額(減免)申請書
(3) 徳島市の後援を得て実施する事業、または徳島市から資金 援助(補助金・委託料等)を得て実施される事業 (ただし、会場使用料として資金援助されている場合を除く)	1/2減額	減額(減免)申請書 関係課の副申書
(4) 上記と同等と認められるもの		減額(減免)申請書

(注)

1 付属設備利用料金について

施設の利用料金を減免する場合で、その減免対象となる行事等の実施にあたり、必要不可欠な付属設備の利用料金は、施設等の減免と同様とする。

2 指定管理者の利用について

指定管理者による自主事業は、販売を伴うことが想定されるため、その収益の用途等を踏まえて個別に判断する。自主事業実施は、市の承認が前提であることから、協議結果を踏まえて市に申請すること。

手続きをとらずに施設を利用した場合は、市に利用料金を納付しなければならない。

3 関係課の副申書について

毎年又は隔年に行われる定期的な申請で、内容が明らかに前回同様と認められる場合は、関係課の副申書を省略できる。

参考資料⑥

委託可能業務

	業 務 項 目
1	清掃・衛生管理業務
2	施設保安業務
3	通信回線及び機器類の保守管理業務
4	Webサイト等管理業務

参考資料⑦

徳島市産業支援交流センター備品一覧

品名	数量	品名	数量
片袖デスク	11	キャスター付パーティション	9
三角形テーブル	25	昇降用ホワイトボード	3
デスク	5	シュレッダー	3
会議テーブル	5	レジスター	2
ワークテーブル	4	ノートパソコン	5
ラウンジテーブル	1	サイネージ用スティック	1
回転イス	20	プロジェクター	2
会議イス	36	プロジェクタースクリーン	1
ワークチェア	16	プロジェクター台	1
デスクトップパネル	6	演台	1
陳列台	4	スクリーン	1
フラワーボックス	3	デジタルカメラ	1
ユニット型ソファ&テーブル	2	電話機 (FAX・子機付)	2
カタログスタンド	2	ブルーレイプレイヤー	1
中軽量ラック	3	液晶ディスプレイ	3
収納庫	5	液晶ディスプレイスタンド	1
ワゴン	4	ホワイトボード	1
デスクワークヴィストワゴン	1	ソファ	1
ロッカー2人用	1	家具敷きマット	1
ロッカー3人用	1	小型スピーカーフォン	3
ロッカー8人用	2	冷蔵庫	2
ロッカー6人用	1		